

第2回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和5年1月10日
場所 シビックコア 研修室2

委員の出欠状況

1番	多湖 文貴	出	2番	伊藤 幸子	出	3番	中村 進也	出
4番	遠藤 良幸	欠	5番	藤田 一房	出	6番	松葉 里美	出
7番	伊藤 貴美	出	8番	伊藤 和雄	出	9番	小林 政俊	出
10番	岡田 康平	欠	11番	中村 正治	欠	12番	近藤 秀樹	出
13番	片岡 節男	出	14番	樋口 久義	出	15番	伊藤 治義	出

開会時刻 午前9時00分
閉会時刻 午前10時00分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>ただいまから第2回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。これから3年間色々とお世話お掛けいたしますが、今後ともよろしくお願いいたします。それでは、第2回いなべ市農業委員会を始めさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は12名でございます。定足数に達しておりますので、第2回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、13番議席片岡節男委員と、15番議席伊藤治義委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第2) 議長</p>	<p>それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

	<p>事務局 日程第2 報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分) 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和5年1月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、2件、8筆、面積4,612㎡であることを報告します。</p>
	<p>議長 報告第1号については、合意解約による通知を受けたものです。報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p>
(日程第3)	<p>議長 続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 日程第3 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和5年1月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p>

	<p>今回の案件は、中間管理事業分が1件、3筆、総面積 6,570 m² となっています。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>議案第2号は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の期間を決めた利用権の設定です。</p> <p>何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>特に無いようですので、採決に入ります。</p> <p>本議案につきましては、[] が代表する組織に関する案件が含まれております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、当案件のみ [] を除いて採決を取りたいと思います。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
<p>(日程第4)</p>	<p>議長 続きまして、議案第3号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和5年1月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、5件、9筆、面積 5,092 m² です。</p> <p><48番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の畑です。</p> <p>譲受人である北勢町阿下喜の [] が、北勢町阿下喜の [] が所有する議案書に記載の1筆、298 m² を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>なお、この土地は、農地の位置、面積、形状等からみて、隣接する土地と</p>

	<p>一体として利用しなければ、利用することが困難と認められる農地に該当するため、下限面積適用除外になります。東に隣接する農地 [] と一体利用されます。</p> <p><49番、50番案件>について交換に該当し関係しておりますので、併せて説明いたします。</p> <p>申請地は、大安町宇賀地内の農用地区域内の畑です。</p> <p>譲受人である大安町宇賀の [] と大安町宇賀の [] が所有する議案書に記載の2筆を交換により譲り受ける申請です。</p> <p><51番案件>の申請地は、員弁町大泉新田地内の畑です。</p> <p>譲受人である北勢町麻生田の [] が員弁町大泉新田の [] が所有する議案書に記載の1筆145㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><52番案件>の申請地は、大安町鍋坂地内の畑です。</p> <p>譲受人である菰野町の [] が大安町鍋坂の [] が所有する議案書に記載の5筆3,991㎡を売買により譲り受ける申請です。新規営農のため、営農計画書が提出されています。</p> <p>以上5件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、当議案を採決いたします。</p> <p>議案第3号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>(日程第5) 議長 続きまして、議案第4号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第5 議案第4号</p>
--	---

	<p>農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について (知事処分)</p> <p>次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 5 年 1 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の 4 条の申請は、1 件、1 筆、面積 888 m²です。 <6 番案件>は、藤原町下野尻地内の畑です。 農地区分は、避難所である旧東藤原小学校及び森歯科クリニックが 500m 以内にあるため 3 種農地です。現況はすでに宅地となっておりますので始末書が提出されております。</p> <p>転用計画としては、藤原町西野尻の [] が、議案書に記載の 1 筆、888 m²を農業用倉庫として転用していましたが、今回は正するため申請したものです。</p> <p>取水は上水道を使用しており、汚水及び生活雑排水は下水道を利用しています。雨水排水は自然浸透です。</p> <p>以上 4 条 1 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 この案件につきましては、12月26日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p> <p>現地調査委員 議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」1 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p> <p>議長 ありがとうございました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を三重県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
--	---

<p>(日程第6) (日程第7)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続きまして、議案第5号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第6号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第6 議案第5号、日程第7 議案第6号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和5年1月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、3件、5筆で2,461㎡です。 <58番案件>は、藤原町上之山田地内の畑です。農地区分は、2種農地です。現況は畑です。 転用計画としては、福岡県福岡市に住所を有する■■■■が、津市の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、1,088㎡を太陽光発電用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみを行い、切土盛土は行いません。周囲にフェンスを設置します。 取水はありません。雨水排水は自然浸透です。 <59番案件>は、員弁町大泉新田地内の畑です。議案第6号の5条使用貸借権設定許可申請19番案件について関係しておりますので併せて説明いたします。農地区分は、わたなべ整形外科及び小笠原内科が500m以内にあるため3種農地です。 転用計画としては、譲受人兼使用貸人である北勢町麻生田の■■■■と使用借人の同じく北勢町麻生田の■■■■が、員弁町大泉新田の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、591㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地を行い、周囲を擁壁で施工し土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。 雨水排水は道路側溝に放流します。</p>
---	--

事務局	<p><60 番案件>は、北勢町奥村地内の田です。農地区分は2種農地で、現況は不耕作の田です。</p> <p>転用計画としては、福岡県福岡市に住所を有する[]が、北勢町新町の[]が所有する議案書に記載の2筆、782㎡を太陽光発電用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地のみ行い、切土盛土は行いません。周囲にフェンスを設置します。取水はありません。雨水排水は自然浸透です。</p> <p>続きまして、日程第7 議案第6号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和5年1月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、3件、5筆で1,513㎡です。</p> <p><18 番案件>は、員弁町平古地内の登記地目は原野、現況地目は畑です。登記地目は原野ですが、現況が農地であるため農地法適用となります。農地区分は、2種農地です。</p> <p>転用計画としては、使用借人である員弁町平古の[]が、同じく員弁町平古の[]が所有する議案書に記載の3筆、499㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は、整地し周囲にコンクリートブロック擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は集水の上、既設道路側溝へ放流します。</p> <p><19 番案件>は、5条所有権移転許可申請にて説明したため省略します。</p> <p><20 番案件>は、藤原町川合地内の田、現況は雑種地です。</p> <p>場所は川合集落内に位置します。雑種地として利用していますので、始末書が提出されています。農地区分は、2種農地です。</p> <p>転用計画としては、使用借人である東員町の[]が、藤原町川合の[]が所有する議案書に記載の1筆、423㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は、整地し、盛土はおこないません。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は集水の上、既設南側水路へ放流します。</p>
-----	---

	<p>以上、5条所有権移転3件、使用貸借3件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、12月26日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
<p>現地調査委員</p>	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」3件、議案第6号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」3件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第5号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第6号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
<p>(日程第8)</p> <p>議長</p>	<p>続きまして、議案第7号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

事務局

日程第 8 議案第 7 号

非農地証明願承認について（委員会処分）

次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 5 年
1 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は 5 件、6 筆、2,016.59 m²です。

<42 番案件>の申請地は、大安町平塚地内の台帳地目、畑の 2 筆
です。

願出者は大安町平塚の [] で、昭和 50 年頃から宅地に転用し、
現在に至っております。

<43 番案件>の申請地は、藤原町川合地内の台帳地目、畑です。

願出者は藤原町川合の [] で、昭和 50 年頃から宅地に転用
し、現在に至っております。

<44 番案件>の申請地は、藤原町上相場地内の台帳地目、畑で
す。

願出者は四日市市の [] で、平成 10 年から宅地として利用
し、現在に至っております。

<45 番案件>の申請地は、大安町梅戸地内の台帳地目、田です。

願出者は東員町の [] で、平成 14 年から宅地に転用し、現
在に至っております。

<46 番案件>の申請地は、大安町鍋坂地内の台帳地目、畑です。

願出者は大安町鍋坂の [] で、昭和 50 年頃から雑種地に転用
し、現在に至っております。

以上 5 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結
果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろ
しくをお願いします。

議長

事務局の説明は終わりました。

非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地
についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に
該当する土地について提案をさせていただいております。

何か質問はありますか。

特に無いようですので、議案第 7 号「非農地証明願承認について」
を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙
手を求めます。

<p>5 その他</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>全委員挙手であります。 よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。</p> <p>次回は、2月3日午前9時から現地調査、3番 中村進也委員と5番 藤田一房委員は出席をお願いします。</p> <p>次回委員会は、2月10日です。場所は、隣の棟の議会棟の2階第1委員会室となります。よろしくをお願いします。</p>
<p>6 閉会の宣言</p> <p>議長</p> <p>【午前10時00分閉会】</p>	<p>それでは、これもちまして第2回農業委員会を終了します。 ありがとうございました。</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者
